

## 阿波かつうらブランド推進助成金交付要領

### (目的)

第1条 この要領は、勝浦町から阿波かつうらブランドとして認定された商品(以下「阿波かつうらブランド商品」という。)について、販売促進等に要する経費を助成することにより、その販路拡大等を図ることを目的とする。

### (助成対象者)

第2条 助成金の交付を受けることができる者(以下「助成対象者」という。)は、阿波かつうらブランド商品を製造・販売する者とする。

### (助成対象事業及び経費)

第3条 助成金交付の対象事業は、助成対象者が阿波かつうらブランド商品の販売促進等を行うために必要な次の各号に掲げる経費とする。

#### (1) 催事への出店

- ① 県内で開催される催事(販売会等)への出店料(阿波かつうらブランドのPR等をとまなう場合に限る)
- ② 県外で開催される催事(販売会等)への出店料

#### (2) 食品検査

食品検査に要する費用

(3) その他、特定非営利活動法人K-Friends 理事長(以下、「理事長」という。)が必要と認める費用

### (助成金の額)

第4条 助成金の額は、次のとおりとし、予算の範囲内で交付する。

#### (1) 催事への出店

- ① 1回あたり5,000円以内とし、助成対象経費(出店料)を上限とする。
- ② 事業年度につき2回を上限とする。

#### (2) 食品検査

阿波かつうらブランド推進協議会の1事業年度に1品限り1回までとし、30,000円以内かつ助成対象経費(検査料)を上限とする。(ただし、1検査機関で複数の検査を同時に行うことは可とする。)

### (交付申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする者(以下「助成事業者」という。)は、助成金交付申請書(様式第1号)を理事長に提出しなければならない。

(2) 会長は、助成金交付申請について審査を行い、助成金交付の可否を助成事業者に通知しなければならない。

### (実績報告)

第6条 助成事業者は、助成対象事業が完了したときは、助成事業報告書(様式第2号)を理事長に提出するものとする。

(助成金の請求)

第7条 助成事業者は、助成金請求書(様式第3号)を理事長に提出するものとする。

(助成金の支払)

第8条 理事長は、提出された助成事業報告書及び助成金請求書に不備がないことを確認したうえで、助成事業者に、助成金を支払うものとする。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この要領は、令和4年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年11月1日から施行する。

附 則

この要領、令和6年4月4日から施行する。